株式会社春日苑 本部長 水田仙子

令和5年度 介護職員処遇改善計画について

平素は、施設運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

早速ですが、今年度の介護職員処遇改善計画について、下記の通り、取り決めましたので、 お知らせ致します。皆様の一助となれば幸いです。

記

- 1. 対象者:介護職員(職員·その他の職員)
- 2. 計画対象期間:令和5年4月 | 日(5月支給)~令和6年3月3|日(4月支給)
- 3. 支給方法及び支給額:以下の通り、1ヶ月毎に支給

*但し、報酬制度改正及び加算実績に応じて調整・変更の可能性あり

<mark>「処遇改善手当」</mark> 職員は一律、15,000 円

その他の職員は1ヶ月の就業時間数に応じて下表金額を支給

168 時間以上	15,000円	80 時間以上 128 時間未満	5,000円
128 時間以上 168 時間未満	10,000円	80 時間未満	1,000円

「処遇改善加算」

勤続 6 ヶ月以上、且つ | ヶ月の就業時間数が | 36 時間以上の者に対し一律、 | 0,000 円を支給

* | ヶ月の就業時間数には、有給休暇取得時の時間数は含みません。

「特定処遇改善」

計画開始日時点で勤続 IO 年以上の介護福祉士の内、前年の年収が 440 万円に満たなかった職員(その他の職員は含まない)に対し、 未達額を I2 ヶ月で分割した額を毎月支給。

「夜勤手当引上」

夜勤手当について、計画開始日を基準とした勤続年数に応じ、下表の通り(介護福祉士は+1,000円)引き上げる

*入社日起点ではないので、要注意

勤続 10 年以上	7,000 円	勤続 2 年以上 5 年未満	5,000円
勤続 5 年以上 10 年未満	6,000円	勤続 2 年未満	4,000 円

「支援手当」

介護職員に限らず、全職員を対象(但し登録スタッフは除く)とし、I 日の実働勤務時間が7時間以上の場合200円×出勤日数、7時間未 満の場合100円×出勤日数分を支給 *有給休暇日数は含みません。